

一般当座勘定規定 新旧対照表

(令和8年8月3日)

新	旧	備 考
令和8年8月3日現在 第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、令和8年（2026年）9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(4) (略) 第2条 ～ 第6条 (略) 第7条（手形、小切手の支払い） (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令和8年（2026年）9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2)～(4) (略) 第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、令和8年（2026年）9月30日までに振り出してくだ</u> <u>さい。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年（2026年）9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3)～(4) (略) (5) <u>当金庫は、手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。を交付しません。</u> (6)～(7) (略) 第9条 ～ 第12条 (略)	令和6年9月2日現在 第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 (2)～(4) (略) 第2条 ～ 第6条 (略) 第7条（手形、小切手の支払い） (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2)～(4) (略) 第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3)～(4) (略) (5) 当金庫は、手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)～(7) (略) 第9条 ～ 第12条 (略)	(変更) (追記) (追記) (追記) (追記) (追記) (追記・一部削除)

一般当座勘定規定 新旧対照表

(令和8年8月3日)

新	旧	備 考
第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。 第 14 条 ～ 第 17 条 （ 略 ） 第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく、支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年（2026 年）9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (略) 第 19 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年（2026 年）9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (略) 第 20 条 ～ 第 31 条 （ 略 ） 以 上 （付属）小切手用法 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和 8 年（2026 年）9 月 30 日</u>	第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。 第 14 条 ～ 第 17 条 （ 略 ） 第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく、支払うことができるものとします。 (2) (略) 第 19 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) (略) 第 20 条 ～ 第 31 条 （ 略 ） 以 上 （付属）小切手用法 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。	(一部削除) (一部削除) (追記) (追記) (追記)

一般当座勘定規定 新旧対照表

(令和8年8月3日)

新	旧	備 考
<u>を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3 ～ 8 (略) 以 上 (付属) 約束手形用法 1 ～ 2 (略) 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 4 ～ 8 (略) 以 上 (付属) 為替手形用法 1 ～ 3 (略) 4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 5 ～ 10 (略) 以 上	3 ～ 8 (略) 以 上 (付属) 約束手形用法 1 ～ 2 (略) 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 4 ～ 8 (略) 以 上 (付属) 為替手形用法 1 ～ 3 (略) 4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 5 ～ 10 (略) 以 上	(一部削除) (一部削除)